

事 務 連 絡

令和2年11月13日

本庁各課（室）長
各出先機関の長 様

防災危機管理課長

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイド
ライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和2年9月11日付け国の事務連絡による通知のとおり、12月1日からの催物開催
の取扱い及びイベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等
について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から通知があり
ました。

催物の開催制限については、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱いを維持し、一部
の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止対策等が明確化されています。

については、イベントを開催する施設管理者及び関係団体等に対して適切に対応いただく
よう周知をお願いします。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベント
の開催を予定される場合は、開催要件等について、引き続き事前に相談くださいますよう
周知してください。

〈添付資料〉

- 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン
遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付事務連絡）」

担 当 吉 山
内 線 2 4 9 3